

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票・サービス計画費の取扱いについて

居宅介護支援事業所⇔介護予防支援事業所(※ともにサービス利用あり)・・・P 1

居宅介護支援事業所⇔介護予防支援事業所(※変更前又は変更後どちらか一方の事業所のみサービス利用あり)・・・P 2

居宅(予防)介護支援事業所⇔小規模多機能型居宅介護・・・P 4

小規模多機能型居宅介護事業所のみ・・・P 5

転居等の場合・・・P 6

生活保護受給者の場合・・・P 7

○居宅介護支援事業所⇔介護予防支援事業所(※ともにサービス利用あり)

例		給付管理票	サービス計画費
月途中で居宅サービス計画書を作成した事業所が変更となる場合(変更前と変更後ともにサービス利用あり)	パターン① 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 A居宅介護支援事業所 B居宅介護支援事業所 (サービス利用あり) (サービス利用あり)	B居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所
	パターン② 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 (サービス利用あり) (サービス利用あり)	介護予防支援事業所	介護予防支援事業所
	パターン③ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 介護予防支援事業所 居宅介護支援事業所 (サービス利用あり) (サービス利用あり)	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所
【留意点】 ※月途中で居宅サービス計画を作成した事業所が変更となる場合は、月末時点で保険者に届出をして登録されている居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所が給付管理票の提出及びサービス計画費を算定します。 また、給付管理票は変更前の居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所分をまとめて月末時点で登録されている事業所が作成します。			

○居宅介護支援事業所⇄介護予防支援事業所(※変更前又は変更後どちらか一方の事業所のみサービス利用あり)

	例	給付管理票	サービス計画費
月途中で居宅サービス計画書を作成した事業所が変更となる場合(変更前と変更後のどちらか一方のみサービス利用あり)	パターン① 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 A居宅介護支援事業所 (サービス利用あり) → B居宅介護支援事業所 (サービス利用なし)	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
	パターン② 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 居宅介護支援事業所 (サービス利用あり) → 介護予防支援事業所 (サービス利用なし)	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所
	パターン③ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 介護予防支援事業所 (サービス利用あり) → 居宅介護支援事業所 (サービス利用なし)	介護予防支援事業所	介護予防支援事業所
	パターン④ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 A居宅介護支援事業所 (サービス利用なし) → B居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)	B居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所

	パターン⑤ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 <table><tr><td>居宅介護支援事業所 (サービス利用なし)</td><td>➡</td><td>介護予防支援事業所 (サービス利用あり)</td></tr></table>	居宅介護支援事業所 (サービス利用なし)	➡	介護予防支援事業所 (サービス利用あり)	介護予防支援事業所	介護予防支援事業所
居宅介護支援事業所 (サービス利用なし)	➡	介護予防支援事業所 (サービス利用あり)				
	パターン⑥ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 <table><tr><td>介護予防支援事業所 (サービス利用なし)</td><td>➡</td><td>居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)</td></tr></table>	介護予防支援事業所 (サービス利用なし)	➡	居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 (サービス利用なし)	➡	居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)				

【留意点】

※パターン①～③の場合、変更後の事業所にサービス利用実績がないため、届出を翌月にすると変更前の事業所が給付管理票を作成することとなります。

※パターン④～⑥の場合、変更後の事業所が給付管理票を作成します。

○居宅(予防)介護支援事業所⇔小規模多機能型居宅介護

例		給付管理票	サービス計画費
月途中で居宅(予防)介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護の登録があった場合。	パターン① 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 小規模多機能型居宅介護 → 居宅(予防)介護支援事業所 (サービス利用あり)	居宅(予防)介護支援事業所	居宅(予防)介護支援事業所
	パターン② 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 小規模多機能型居宅介護 → 居宅(予防)介護支援事業所 (サービス利用なし)	小規模多機能型居宅介護事業所	請求不可
	パターン③ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 居宅(予防)介護支援事業所 → 小規模多機能型居宅介護 (サービス利用あり)	居宅(予防)介護支援事業所	居宅(予防)介護支援事業所
	パターン④ 5月1日～5月15日 5月16日～5月31日 居宅(予防)介護支援事業所 → 小規模多機能型居宅介護 (サービス利用なし)	小規模多機能型居宅介護事業所	請求不可

【留意点】

※月途中で居宅(予防)介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所で変更となる場合(上記例)、居宅(予防)介護支援事業所時の在宅サービス利用有無によって作成事業所が変わります。

在宅サービス利用あり⇒居宅(予防)介護支援事業所が作成。

在宅サービス利用なし⇒小規模多機能型居宅介護事業所が作成。

※小規模多機能型居宅介護事業所が町に居宅サービス計画の届出を提出する際は、居宅サービスの利用有無を確認してください。

○小規模多機能型居宅介護事業所のみ

例		給付管理票	サービス計画費
1月を通じて、小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行う場合。	5月1日～5月31日 小規模多機能型居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所	請求不可
【留意点】 ※1月を通じて、小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行った場合、給付管理票の提出は行えますが、サービス計画費の請求はできません。請求を行った場合、エラーとなる可能性があります。			

○転居等の場合

例		給付管理票	サービス計画費
転居等により、月途中で 保険者が変更となった場 合 (※居宅(予防)介護支援 事業所の変更あり) 例：A事業所⇒B事業所	パターン① 5月1日～5月15日 A居宅(予防)介護支援事業所 (サービス利用あり) A市保険者資格喪失	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
	5月16日～5月31日 B市保険者資格取得 B居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)	B居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所
転居等により、月途中で 保険者が変更となった場 合 (※居宅(予防)介護支援 事業所の変更なし)	パターン② 5月1日～5月15日 A居宅(予防)介護支援事業所 (サービス利用あり) A市保険者資格喪失	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
	5月16日～5月31日 B市保険者資格取得 A居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
【留意点】 ※転居等によって保険者番号と被保険者番号が変更となるため、変更前・変更後を別々に請求します。			

○生活保護受給者の場合

例		給付管理票	サービス計画費
生活保護単独受給者から 生活保護併用又は非該当 になった場合	5月1日～5月15日 A居宅(予防)介護支援事業所 (サービス利用あり) 被保険者番号“H”で 始まる「生保単独」被 保険者資格喪失	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
	5月16日～5月31日 月途中から“数字10 桁”の「介護保険被保険 者資格」を取得 A居宅介護支援事業所 (サービス利用あり)	A居宅介護支援事業所	A居宅介護支援事業所
【留意点】 ※被保険者番号が“H”から始まる番号“数字10桁”に変更となる場合は、変更前・変更後として別々に請求します。			